

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 2 1 8	受 理 年 月 日	令 和 4 年 7 月 20 日
件 名	敬老乗車証条例の一部改正条例の撤回等		
要 旨	<p>京都市会は敬老乗車証条例の一部改正条例を可決し、2022年10月実施としている。今回の条例改正内容は、①交付開始年齢を現在の70歳から段階的に75歳まで引き上げる、②交付対象者を合計所得金額700万円未満の方に制限する、③合計所得金額200万円以上700万円未満の階層を細分化し利用者の負担金を3～4.5倍に引き上げるもので、制度を破壊することは明白である。</p> <p>この条例の目的は高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することで、高齢者の生きがい対策である。</p> <p>今回の一部改正条例は、財政難を口実にして高齢者の外出や健康保持、社会参加、市民としての生活を脅かすことになるのは明らかである。敬老乗車証制度の見直しが発表されて以来、敬老乗車証制度は現状を保持して改正案は撤回することを、多くの市民は署名や市長への要望書、市会議員への要望、市会陳情・請願などを行って求めてきた。さらに、敬老乗車証制度の改正に対する利用者や市民の声は一切聴くことなく強行することは、市民不在のやり方であり、行政手続上も不備と言わざるを得ない。</p> <p>よって、改正条例は10月実施を撤回し、敬老乗車証の利用者や市民の声を聴く公聴会や市民懇談会等を開催して住民の声を反映することを強く求めるものである。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敬老乗車証条例の一部改正条例の10月実施を撤回すること。 2 市民的検討を行うこと。 		
陳 情 者			
回付委員会	教 育 福 祉 委 員 会		